

○ 建築基準法施行令第四十六条第二項第一号イの規定に基づく構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）第五条に規定する目視等級区分製材の規格又は同告示第六条に規定する機械等級区分構造用製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（次のイ又はロに掲げる接合とした場合にあつては、当該接合の種類に応じてそれぞれ次のイ又はロに定める数値以下）のもの</p> <p>イ 径二十四ミリメートルの込み栓を用いた接合又はこれと同等以上に乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合 三十パーセント</p> <p>ロ 乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合（イに掲げる接合を除く。） 二十パーセント</p> <p>六 平成十二年建設省告示第千四百五十二号第六号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（前号イ又はロに掲げる接合とした場合にあつては、当該接合の種類に応じてそれぞれ同号イ又はロに定める数値以下）のもの</p> <p>七（略）</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）第五条に規定する目視等級区分製材の規格又は同告示第六条に規定する機械等級区分構造用製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合にあつては、二十パーセント以下）のもの</p> <p>六 平成十二年建設省告示第千四百五十二号第六号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合にあつては、二十パーセント以下）のもの</p> <p>七（略）</p>